

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	県民協働課	整理番号	6-1-2
処分の種類	特定非営利活動法人設立の認証の取消し			
根拠法令条例等・条項	特定非営利活動促進法第43条第1項及び第2項			
処分の概要	特定非営利活動法人の設立の認証の取消し			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(事案ごとの裁量が大きいため)			
基準の制定根拠	—			